

令和5年 第9回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和5年10月26日							
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室							
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年10月26日 午後1時30分				議長 青山 晴重		
	閉 会	令和5年10月26日 午後1時50分				議長 青山 晴重		
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 8名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名		出席	議席番号	氏 名		出席
	1	毛利 政則		○	10	青山 晴重		○
	2	澤田 英雄		×				
	3	佐伯 昌彦		○				
	4	田中 恭一		○				
	5	菊地 哲也		○				
	6	星 博明		×				
	7	村上 正弘		○				
	8	西岡 正雄		○				
	9	大西 俊則		○				
会議録署名委員	4 番	田中 恭一			5 番	菊地 哲也		
義務のために会議室に 出席した者の氏名		事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太		
議 事 日 程		別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり						
会 議 の 経 過		別紙のとおり						

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R5.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和５年第９回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は８名でございます。 本日の欠席委員は２番 澤田英雄委員、６番 星博明委員の２名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程１ 会議録署名委員	議長	日程第１、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第１３条の規定により、４番の田中恭一委員及び、５番の菊地哲也委員をお願いいたします。
日程２ 会期の決定	議長	次に、日程第２、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程３ 議案１号	議長	次に、日程第３、議事に入ります。 議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	議長	
	事務局長	
	議長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については、平成２８年３月８日付け北海道農業会議第８０回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより３０ａ以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第１種農地、甲種農地、第２種農地において、転用目的が農家住宅である案件。第３種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者である洞爺湖町に進達するものと考えます。ご審議方よろしく願いいたします。 説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました、佐伯昌彦委員より、調査結果の報告をお願いします。

議 事 の 経 過 (R5.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 1 号	3 番委員	10月10日(月)の午後から、私と星委員、田中委員、測量士にも立会いただき現地確認を行いました。事務局長からの説明もあったとおり、30a以下の転用であること等も含めて、今回の案件については許可相当と判断した旨を報告します。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑がないようですので、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
議案 2 号	議長	次に、議案第2号「現況証明の願い出について」の件を、議題といたします。 事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました、佐伯昌彦委員より、調査結果の報告をお願いします。
	3 番委員	先ほどの現地確認と同日(10月10日)に現地確認を行いました。現地については、権利移動の制限の例外に当たる案件であり、すでに鉄塔が建立しておりました。面積や現況等を加味した上で、農地としての活用は出来ないとの結論に至りましたので、報告させていただきます。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	4 番委員	高圧線下は地上権が発生しているのか。
	事務局長	発生しております。大原畑かん施設の管路と同じような内容となります。

議 事 の 経 過 (R5.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑がないようですので、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の件を、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 5 年 第 9 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。